

浜田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年5月24日

浜田市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部改正が施行され、「農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を言う。）（法第6条第2項）」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

本市は、面積の大半を林野が占める典型的な中山間地帯となっており、水稻以外の作物への転換が困難な状況にあり、また、農業者の高齢化及び農林作物等への鳥獣被害が深刻化してきており、耕作放棄地が増加傾向にある。

このような状況下、浜田市では、「農地の利活用と集落ぐるみでの地域農業の推進」を掲げ様々な事業に取り組んでおり、今後担い手への農地利用の集積・集約化が必要である。

以上のような観点から、地域の特性を考慮しながら活力ある農業、農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、浜田市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員、推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の発生防止・解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (平成30年3月)	2,427ha	57ha	2.35%
3年後の目標 (平成33年3月)	2,387ha	47ha	1.97%
目標 (平成36年3月)	2,347ha	37ha	1.58%

注：「管内の農地面積」は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と1号遊休農地面積

の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と利用意向調査を実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成30年3月)	2,370ha	500ha	21.1%
3年後の目標 (平成33年3月)	2,340ha	581ha	24.8%
目標 (平成36年3月)	2,310ha	662ha	28.7%

注：「管内の農地面積」は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①関係機関等との連携による利用集積の推進について

産業経済部農林振興課、県、JA、しまね農業振興公社等と担い手の情報を共有し、利用権設定等により農地集積を進める。また、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

②農地の利用調整と利用権設定について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （平成30年3月）	1人 0.91ha	1法人 1.98ha
3年後の目標 （平成33年3月）	10人 2.4ha	4法人 11ha
目標 （平成36年3月）	19人 4.56ha	7法人 20ha

注：現状は、平成29年度単年度の数値、目標については、現状を含む累計値。

（2）新規参入に向けた具体的な取り組み方法

①関係機関との連携

農林振興課普及支援係と連携し、新規就農を目指す農業者の情報収集、就農相談に応じる体制の整備を図りながら新規参入しやすい環境整備を行っていく。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。